

豊島区防災関連公式ツイッター及びフェイスブックページ運用要領

25 豊総防発第 1511 号

平成 26 年 2 月 27 日

総務部長決定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 公式ツイッター（第 3 条－第 8 条）
- 第 3 章 公式フェイスブックページ（第 9 条－第 14 条）
- 第 4 章 雑則（第 15 条－第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、豊島区防災課（以下「区」という。）が取得した公式 Twitter（以下「公式ツイッター」という。）及び facebook（以下「フェイスブック」）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）のアカウントを、災害時等における区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）ソーシャルメディアサービス

インターネット上の利用者間の双方向のコミュニケーションを可能にする媒体をいう。

（2）ツイッター

米国 Twitter 社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を、不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。

（3）フェイスブックページ

米国 Facebook 社の提供するソーシャルメディアサービスで、利用者との交流のために作成されたページをいう。

（4）アカウント

ツイッター及びフェイスブックページを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

（5）ツイート

ツイッターに文章を投稿する行為及び投稿された文章をいう。

（6）リプライ

他のユーザーのツイートに返信することをいう。

(7) リツイート

他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。

(8) フォロー

他のユーザーのツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

(9) タイムライン

出来事、動画や写真等を時系列に記録を表示する機能のことをいう。

(10) コメント

区の投稿に対して利用者が、意見、アドバイスを言い、コミュニケーションをはかることをいう。

第2章 公式ツイッター

(運用主体)

第3条 公式ツイッターの運用主体、アカウントの管理及びツイートの発信は区が行う。

2 ユーザー名は toshimabousai とする。

(運営主体の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式ツイッターのユーザー名を、区公式ホームページに明示する。

(運用主体、発信内容等の明示)

第5条 区は、運用主体、発信する内容、発信方法等については、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 区は、次に掲げるものをツイートする。

(1) 豊島区内で発生した災害情報、防災情報、気象情報に関する情報

(2) 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるもの。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 公式ツイッターは、発信のみを行い、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、リツイートについては、国、東京都、他の地方公共団体、公益法人等が発信したもので、特に区長が必要と認めるものは、この限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として区公式ホームページに限るものとする。ただし、国、東京都、他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に区長が必要と認めるものは、この限りではない。

第3章 公式フェイスブックページ

(運用主体)

第9条 公式ページの運用主体、アカウントの管理及び情報の発信は区が行う。

2 公式ページ名は豊島区防災課とする。

(運営主体の明示)

第10条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式ページ名及びアドレスを、区公式ホームページに明示する。

(運用主体、発信内容等の明示)

第11条 区は、アカウントの運用主体、発信する内容、発信方法等については、公式ページの基本データ欄に明示する。

(掲載内容)

第12条 区は、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 豊島区内で発生した災害情報、防災情報、気象情報に関する情報
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるもの。

(運用方法)

第13条

- (1) 区は、前条に掲げる情報を必要に応じてタイムラインに投稿する。
- (2) 区は、特に必要と判断した場合を除き、原則、コメントへの返信を行わない。

(ホームページとのリンク)

第14条 公式ページに記載するリンク先は、原則として区公式ホームページに限るものとする。ただし、国、東京都、他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に区長が必要と認めるものは、この限りではない。

第4章 雑則

(禁止事項)

第15条 区は、次に掲げる事項に該当する投稿を投稿者に予告なく削除することができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など区または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 勧誘、営業活動及びその他営利を目的とするもの
- (6) 差別または差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (12) その他、区が不適切と判断したもの

(知的財産権)

第 16 条 ページに掲載している情報に関する知的財産権は、区又は著作者に帰属する。また、内容について利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上で認められた場合を除き、無断で複製、転載することはできない。

(運用の停止)

第 17 条 区は、運営が困難になった場合には、その理由を区公式ホームページに明記し、公式ツイッター及び公式ページの運用を停止することができる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。